

**2019年度 教育職員免許法の特例に基づく「介護等体験」
社会福祉施設等受入調整事業のフローチャート**

月	大 学 等	県社会福祉協議会	社会福祉施設等
1		○対象施設への受入依頼 (1月初旬～) ○全社協へ実施要綱の送付	
2			○年間受入計画書【様式1-①、1-②】の作成・ 県社協へ提出 (〆切2月8日)
3	○実施要綱、申込書の入手	○申込書の作成 ホームページでの掲示 (3月下旬)	
ホームページ http://www.isk-shakyo.or.jp/ E-mail での請求 fukusapo@isk-shakyo.or.jp			
4	○学生からの申込書【様式2-②】を取りまとめ、介護等体験申込書【様式2-①】とあわせて県社協へ提出 (〆切4月30日)		
5	○県社協へ体験費用を一括振込 (〆切5月31日) ○学生に対するオリエンテーション	○調整作業	
6	○学生へ決定通知配布 ○学生が体験決定施設へ事前連絡(事前連絡票【様式4】の提出等)を行うように指導 ○保険・健康診断書等の準備 ○終了証明書の準備	○大学・施設への決定通知書【様式3】送付 (6月中旬) ○施設からの終了報告書の受付 ○実施状況の確認 受入調整管理表【様式7】 ○施設へ体験費用の支払 7～10月分 (11月末支払予定) 11～2月分 (3月末支払予定)	○介護等体験の内容検討 ○介護等体験の実施 ○終了証明書への押印 ○終了報告書【様式6-①、6-②】を県社協へ提出
3		○大学へ終了報告書【様式8】の送付 ○基本台帳の作成、保存	